

(総則)

第1条 乙は、この契約について仕様書及び図面等（以下「仕様書」という。）に基づいて、甲の指定期日までに履行を完了しなければならない。

2 履行に要する費用はすべて乙の負担とする。また、仕様書等に明示していない事項でも業務の性質上必要な事項は乙の負担で履行しなければならない。

3 乙は、履行に当たり充分な損害の発生防止措置を執らなければならない。損害の発生防止に関し、相当の設備をなさず、又は注意を怠ったと認められるときは、その賠償責任は、すべて乙の負担とする。

4 乙は、指定期日までに履行を完了することができない理由が発生したときは、その都度遅滞なく、その理由及び影響日数等を明記した書類を甲に届け出なければならない。

5 乙は、天災事変その他やむを得ない理由により、指定期日までに履行を完了することができないときは、その理由を明記した書類を添えて、期日延期の願出をすることができる。この場合において、甲はその願出に相当の理由があると認めるときは、これを承認することができる。

(監督)

第2条 甲は、必要があるときは、甲の職員による立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。

(検査)

第3条 乙は、履行が完了したときは、直ちにその旨届け出て、甲の定める検査を受けるものとする。

2 甲は、前項の届出があったときは、10日以内に検査を行うものとする。

3 検査に合格しないとき、甲は1回に限り、日時を指定して手直しを認めることができる。この場合において、乙は、当該手直しが終了したとき、再び甲に届けて、その検査を受けなければならないものとし、検査に合格したときをもって、履行を完了したものとす。

4 乙は、甲の指定する日時において、検査に立ち会うものとし、乙が立会いをしないときは、検査の結果について、異議を申し立てることができない。

5 乙が手直しに応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができるものとする。ただし、これにより乙に生じた損害について、甲は賠償の責任を負わないものとする。

(請求及び支払い)

第4条 甲は、検査完了後、乙から適法な支払請求書（分割支払を必要とする契約の支払内訳に基づく支払請求書を含む。）を受理した日から30日以内に甲の指定する金融機関において、当該請求額を支払うものとする。

(遅延違約金)

第5条 乙は、指定期日までに履行を完了しないときは、延滞日数に応じ、契約金額につき契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。なお、その額に100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を違約金として、甲に納付するものとする。

2 第3条第3項の規定による履行を指定した日までに完了しないときは、乙は前項の規定によって違約金を納付するものとする。

3 違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数を算入しない。

(変更等)

第6条 甲が、必要があると認めるときは、乙と協議のうえ契約の全部若しくは一部を変更し、又は解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において履行部分があるときは、甲は、当該履行部分のうち検査に合格した部分に対する契約代金相当額を支払うものとする。

3 契約締結後において、天災事変等その他の不測の事件に基づく経済情勢の激変により契約金額が著しく不相当であると認められる場合は、その実情に応じ、甲乙協議のうえ、契約金額を変更することができる。

(甲による契約解除)

第7条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約を解除することができる。

(1) 乙の責に帰する事由により期限までに契約を完了しないとき、又は完了の見込みがないとき。

(2) 契約の解除を申し出たとき。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するに至ったとき。

(4) 前3号のほか、この契約条項に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、乙の申出に正当な理由があると甲が認めるときは、甲はこの規定を適用しないことができる。

(損害賠償)

第8条 前条第1項の規定による契約解除により、甲が同条第2項の規定による金額を超えて損害を受けたときは、同項の金額に当該超過損害額の全部又は一部を加算して乙に対して損害賠償を請求できるものとする。

2 この契約の履行に関し、第三者に対して損害を及ぼしたときは、乙がその賠償の責任を負う。ただし、その損害が天災その他不可抗力によるときは、甲乙協議してその賠償の責任を定めるものとする。

(相殺)

第9条 甲は、この契約において、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙に支払うべき代金と相殺し、なお不足を生じるときは、さらに追徴するものとする。

(権利義務の譲渡又は担保の禁止)

第10条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第11条 乙は、この契約について、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。

(秘密保持)

第12条 乙は、この契約によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 乙は、江戸川区個人情報保護条例（平成6年3月江戸川区条例第1号）及び個人情報保護に関する特約条項を遵守しなければならない。

(疑義の協議)

第13条 この契約条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約条項に定めのない事項については、甲乙協議してこれを定める。

(江戸川区契約事務規則の遵守)

第14条 乙は、この契約条項のほか、江戸川区契約事務規則（昭和39年3月江戸川区規則第3号）を遵守しなければならない。

(前払金)

第15条 甲は、契約書で前払金の支払を約した場合において、乙が公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と契約書記載の契約期間を保証期限とする同法第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結したときは、次の各号の区分に応じ、乙の書面に基づく請求により、前払金として支払う。

(1) 土木、建築及び設備等の工事

契約金額の4割を超えない範囲内の額（10万円未満の端数は切り捨てる。）

(2) 前号の工事に係る設計、調査及び測量

契約金額の3割を超えない範囲内の額（10万円未満の端数は切り捨てる。）

2 乙は、前項の前払金の支払を受けようとするときは、この契約締結後（甲が別に前払金の請求時期を定めたときは、その時期）に、保証事業会社と締結した保証契約を証する書面（以下「保証証書」という。）を甲に提出したうえで、前払金の請求をしなければならない。

3 甲は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく第1項の前払金を支払う。

4 甲は、前項の規定にかかわらず、予算執行上の都合その他止むを得ない理由があると認めるときは、前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

(契約金額の増減による前払金の追加払又は返還)

第16条 甲は、前条第1項の規定により前払金の支払をした後、委託内容の変更その他の理由により契約金額を変更した場合において、その増減額が著しいため、前払金の額が不相当と認められるに至ったときは、甲の定めるところにより、前払金を追加払し、又は返還させることができる。

2 乙は、前項の前払金の支払を受けようとするときは、この契約締結後（甲が別に前払金の請求時期を定めたときは、その時期）に、保証事業会社と締結した保証契約を証する書面（以下「保証証書」という。）を甲に提出したうえで、前払金の請求をしなければならない。

3 乙は、甲から第1項の規定による前払金の請求を受けたときは、当該契約変更の日以後、甲が指定する日までに返還しなければならない。

4 前項の場合において、甲は、乙が返還期限までに前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額につき契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。なお、その額に100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払わなければならない。

(保証契約の変更)

第17条 乙は、契約期間が延長された場合は、甲がその必要がないと認める場合を除き、直ちに保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、契約期間が短縮された場合において、保証契約を変更したときは、乙は、変更後の保証証書を甲に提出しなければならない。

(前払金の使途制限及び返還)

第18条 乙は、前払金をこの委託に必要な経費以外の経費の支払に充ててはならない。

2 乙は、前項の規定に違反した場合又は保証契約が解約された場合は、既に支払われた前払金を、直ちに甲に返還しなければならない。

3 乙は、前項の規定により前払金を返還する場合は、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。なお、その額に100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を利息として支払わなければならない。

(前払金等の不払に対する乙の委託中止)

第19条 乙は、甲が第15条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を求めたにもかかわらず支払をしないときは、委託の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合において、乙は、遅滞なくその理由を明示した書面をもって、その旨を甲に通知しなければならない。